

REAL13開催における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. 感染防止の基本方針

- ・イベントを企画する主催者とイベントの参加者は、イベント開催にあたって基本的な感染対策を行い、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みを構築するものとする。
- ・主催者は、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」をふまえ、「三つの密」を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を可能な限り講じる。
- ・主催者は、青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部による「イベント開催制限の考え方について」をふまえて、県内の実情を逐一確認し、それに応じた対策を講じるものとする。
- ・主催者は、開催直前における弘前市、平川市や近隣の感染状況によっては、やむを得ず無観客開催に切り替える場合も想定して準備を行う。感染状況に即した臨機応変な対応が必要となるため、実施に関する判断時期は定めず、常に状況を確認し、それに応じて必要な判断、対応を行うものとする。

2. 感染対策

(1) 参加者の事前実施事項

① 予防対策実施

参加者に対しては、練習時に限らず、日頃より感染予防対策を徹底してもらう。
(検温、マスク着用、消毒、換気、ソーシャルディスタンス、更衣室利用の制限 等)

② 健康チェックの実施

開催前の一定期間の健康管理を行い、健康状態の記録を主催者に提出する。

③ 接触確認アプリ等を活用する。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の事前インストールを徹底する。

※「COCOA」とは、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症対策用のアプリで、陽性者と濃厚接触があった可能性について通知する機能がある。

(2) イベント時における参加者・観覧者の実施事項

① マスクの着用、予備マスクの持参

会場内では常にマスクを着用すること。参加者は予備のマスクを持参すること。

② 出入口、トイレ等、飲食時などこまめな手指消毒、手洗いの励行

万が一手指に菌が付着しても感染を広げないよう、こまめに消毒や手洗いを行うこと。

③ ソーシャルディスタンスを確保した上での行動

他者と密着・密接することや握手・ハイタッチ・円陣などの接触も行わないこと。

④ 歓声・声援・大声の禁止

観覧時の歓声や声援、大声での会話や呼びかけ等は、飛沫感染予防のため禁止とする。

⑤ 飲食制限

飲食の場所・タイミングを制限される場合はそれに従うこと。

⑥ 接触確認アプリの活用

「COCOA」をインストールし、接触を記録できるようにしておくこと。

⑦ 個人情報提供の協力

万が一感染が発生してしまった場合にも、経路確認ができるよう、氏名や連絡先などの情報提供に協力する。
なお、提供された情報は主催者によって適切に管理されるが、必要に応じて保健所等に提出する場合もある。

⑧ 本項目で定めのない事柄について

感染予防の必要上、主催者から別途指示や協力願いがあった場合は、それに従うこと

(3) イベント後における参加者・観覧者の実施事項

- ①個人情報提供の承諾
会場の定めにより、利用者名簿提出が必要となるため、主催者は参加者・観覧者の名簿を会場に提出する。
- ②参加者打ち上げ等の禁止
大勢での飲食は、感染リスクの高い行動と判断し、禁止とする。
- ③「COCOA」の継続利用
感染発生時に経路調査ができるよう、「COCOA」をすぐに削除せず、最低2週間は継続利用をする

(4) 主催者の実施事項

- ①開催会場の選定
会場は、青森県「イベント開催制限の考え方について」等を遵守している施設である。
- ②参加者・観覧者の把握
イベント開催にあたって主催者は、事前に参加者名簿を作成、当日に観覧者名簿を作成し、把握できる体制をとる。
- ③「COCOA」利用の呼びかけ
接触確認ができるよう、参加者・観覧者に「COCOA」の利用を呼びかける
- ④マスク着用の担保
参加者・観覧者のマスク着用をチェックし、着用率100%を実現する。
- ⑤消毒・手洗いの徹底
共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と利用者の手が触れる場所の消毒を定期的(1時間に1度程度)に行う。また、こまめな手洗い・消毒を行う。
- ⑥換気の徹底
換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。換気は、換気扇もしくは空気清浄機の利用や窓や扉を解放することで行う。
- ⑦身体的距離を確保した誘導
人を密集させない間隔(1m)を確保するよう、入退場時の会場内のレイアウト、入場定員数の設定・人員の配置等による動線の確保を徹底する。混雑時でも身体的距離を確保した誘導を行うため、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ⑧声援、大声への対応
隣席との身体的距離を確保し、大声での歓声・声援は禁止とする。大声を出す者がいた場合、人員の配置により個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。
- ⑨出演者の発声等への対応
司会者など参加者の発声等を伴うにあたっては、客席と参加者との間に十分な距離(舞台から観客の間隔を2m)を確保する。
- ⑩演者の行動管理
有症状者は出演を控えてもらう。参加者と来場者が入退場時や休憩時間等に接触しないよう行動を制限する。
- ⑪座席の間隔
隣席との間隔を1席ずつ空けて着席してもらう。前後も交互になるよう設定する。
- ⑫飲食の制限
飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ⑬人数制限の実施
入退場時は密集が予想されるため、スタッフによる誘導でそれを回避する。
- ⑭イベント前後の行動管理
イベント前後の行動における注意喚起を行う。
- ⑭ガイドライン遵守の徹底及び公表
本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨もホームページ等へ掲載することとする。